

放課後児童クラブ入所申込 よくある質問と回答

No	質問	回答
1	①今は働いていないが、今後働く予定（育児休業からの復職予定を含む） ②今も働いているが、今後働き方が変わる予定 など、入所申込時点の雇用条件と次年度以降の雇用条件に違いがある場合はどうしたらよいか？	就労証明書には雇用予定の条件を記入していただくことが可能ですので、①②いずれの場合も就職先に、次年度以降想定される雇用条件での勤務（就労）証明書の作成を依頼してください。 ただし②の場合で、雇用条件が変わらない可能性もあるときは、入所申込時点では現在の雇用条件で提出し、実際に雇用条件が変更されてから改めて就労証明書を提出していただくことも可能です。
2	単身赴任などで扶桑町内に住所がない配偶者の勤務（就労）証明書も提出しなければならないか？	はい、提出が必要です。 例えば、扶桑町内に住所がなくても配偶者が未就労の場合などは、放課後児童クラブの入所基準を満たさない可能性があります。 配偶者の雇用条件が入所判定に影響を及ぼすため、勤務（就労）証明書をご提出ください。
3	保育園で配布している就労証明書など、別様式の就労証明書で提出してよいか？	放課後児童クラブで配布している「勤務（就労）証明書」様式でのみ入所申込を受付いたします。 別様式の就労証明書でご提出された場合には、受付を行わず児童クラブ様式での再提出をお願いすることになりますのでご注意ください。
4	入所申込書類の受付期間を過ぎてから、放課後児童クラブの利用申し込みをしたくなかったが可能か？	入所申込書類の受付期間が終了した後も、事情の変更などにより放課後児童クラブの利用を希望する方の申し込みを随時受付しております。 ただし、受付期間後に出された場合は期限内にご提出いただいた方よりも入所順位で不利になることがありますので、可能な限り受付期間内にご提出ください。

5	入所申込をした後に、利用条件を変更したくなった、または放課後児童クラブの利用が不要となった場合はどうしたらよいか？	利用条件の変更希望、または入所申込の取り下げをする場合は、役場子ども課窓口にお越しいただき「変更届」または「取り下げ書」をご提出いただくことで承ります。
6	入所受付期間内に入所申込をすれば、必ず放課後児童クラブを利用できるか？	可能な限り多くの方が利用できるように配慮をしておりますが、一部の放課後児童クラブにおいては、通常利用希望者が定員を超過する状態が発生しております。 定員超過となった場合には、超過申込者は待機児童となり、定員に空きがでたら順次ご案内することとなります、ご了承ください。
7	自営業などの場合、どのように勤務（就労）証明書を提出すればよいか？	基本的には、ご自身で勤務（就労）証明書に勤務実態を記入・証明いただくことになります。 また、記入内容の裏付け書類として、ご自身の営業実態を証明できる書類（例としては確定申告書の写し、業務上使用しているサイトでの報酬支払・勤務実績の履歴が分かる画面のコピーなど）などのご提出をお願いしております。 自営業に関しては形態が様々であるため、子ども課担当者から後日、追加の確認のご連絡をすることがありますので、ご協力よろしくお願いいたします。
8	放課後児童クラブと子ども広場を同時に利用することはできるか？	子ども広場の利用者が、広場が開設していない長期休業期間中に限り放課後児童クラブを利用したい場合には「長期休業日のみ」利用の入所申込を受け付けております。 ただし、子ども広場を利用しながら放課後児童クラブの通常利用も行い、その日の都合で預け先を変えるなどの利用形態は認めておりません。この場合はいずれか一方のみご利用いただくことになります。